

企 画



企

画

1 歴 代 三 役

市 長

代	市 長 名	就任年月日	離任年月日
初代	白 石 譽二郎	S 12.12.30	S 16.12.29
2	白 石 譽二郎	16.12.30	19. 5. 4
3	西 澤 定 義	19. 5. 5	21. 3.17
4	島 村 計 治	21. 7. 2	21.12.31
5	荒 井 源太郎	22. 4. 5	26. 4. 4
6	白 石 捷 一	26. 4.24	30. 4.10
7	小 野 稔	30. 5. 2	34. 4.29
8	小 野 稔	34. 5. 1	38. 4.29
9	小 野 稔	38. 5. 1	40. 2.24
10	泉 敬太郎	40. 4.15	44. 4.14
11	泉 敬太郎	44. 4.15	48. 4.14
12	泉 敬太郎	48. 4.15	52. 4.14
13	泉 敬太郎	52. 4.15	56. 4.14
14	泉 敬太郎	56. 4.15	59.10.16
15	伊 藤 武 志	59.11.18	63.11.17
16	伊 藤 武 志	63.11.18	H 4.11.17
17	伊 藤 武 志	H 4.11.18	8.11.17
18	伊 藤 武 志	8.11.18	12.11.17
19	佐々木 龍	12.11.18	16.11.17
20	佐々木 龍	16.11.18	20.11.17
21	佐々木 龍	20.11.18	24.11.17
22	石 川 勝 行	24.11.18	28.11.17
23	石 川 勝 行	28.11.18	

助 役

代	助 役 名	就任年月日	離任年月日
初代	本 藤 巴勢一	S 12.12.21	S 15.11.28
2	西 澤 定 義	17. 7.22	19. 5. 4
3	矢 野 桃 郎	19. 5.10	20. 9.15
4	白 石 喜 八	20.11.10	22. 4.10
5	中 川 英 嗣	22. 7. 1	23. 4.14
6	近 藤 統 行	23. 4.30	26. 5.10
7	岡 田 稔	26. 5.28	26. 9.14
8	岡 田 大 六	26. 9.17	30. 1.28
9	瀧 幸 龍 榮	30. 7.21	34. 7.20
10	瀧 幸 龍 榮	34. 7.21	38. 7.20
11	伊 東 祐 一	38. 8. 1	40. 7.31
11	近 石 義 己	38. 8. 1	40. 7.31
12	齋 藤 一	40.12. 4	44.12. 3
13	井 上 啓三郎	45. 3.28	49. 3.27

代	助 役 名	就任年月日	離任年月日
14	松 田 茂 久	S 49. 6.29	S 53. 6.28
15	松 田 茂 久	53. 6.29	57. 6.28
16	松 田 茂 久	57. 6.29	60.12.31
17	加 藤 照 光	61. 1. 1	H元.12.31
18	加 藤 照 光	H 2. 1. 1	5.12.31
19	加 藤 照 光	6. 1. 1	6. 9.30
20	神 野 秀 明	6.10. 1	10. 9.30
21	神 野 秀 明	10.10. 1	12.12.31
22	片 上 孝 光	13. 1. 1	14.12.31
23	鈴 木 暉三弘	15. 1. 1	18.12.31

副市長(H19.4.1から助役制度を廃止し、副市長制度を新設)

代	副 市 長 名	就任年月日	離任年月日
初代	石 川 勝 行	H19. 4. 1	H23. 3. 31
2	石 川 勝 行	23. 4. 1	24. 9. 21
3	近 藤 清 孝	25. 1. 1	28.12. 31
4	寺 田 政 則	29. 1. 1	

収入役(H21.4.1から収入役制度を廃止し、会計管理者制度を新設)

代	収 入 役 名	就任年月日	離任年月日
初代	小 野 豊	S 12.12.21	S 16.12.19
2	小 野 豊	16.12.20	20.11. 9
3	小 野 豊	20.11.10	22. 6.19
4	小 野 豊	22. 6.20	22.12.31
5	鈴 木 健 市	23. 4.30	27. 4.30
6	鈴 木 健 市	27. 5. 1	31. 4.30
7	鈴 木 健 市	31. 5. 1	35. 4.30
8	鈴 木 健 市	35. 5. 9	39. 5. 8
9	齋 藤 一	39. 5. 9	40.12. 3
10	藤 田 襄	40.12. 4	44.12. 3
11	永 易 治	45. 3.28	49. 3.27
12	稲 見 正 夫	49. 6.29	53. 6.28
13	稲 見 正 夫	53. 6.29	57. 6.28
14	稲 見 正 夫	57. 6.29	60.12.31
15	高 橋 昭 博	61. 1. 1	H元.12.31
16	高 橋 昭 博	H 2. 1. 1	5.12.31
17	高 橋 昭 博	6. 1. 1	6. 9.30
18	近 藤 宗 治	6.10. 1	10. 9.30
19	近 藤 宗 治	10.10. 1	12.12.31
20	稲 見 重 幸	13. 1. 1	16.12.31
21	田 村 浩 志	17. 4. 1	21. 3.31

2 第五次長期総合計画

(1) 策定の経緯と意義

本市では、昭和47年に第一次新居浜市長期総合計画を策定して以来、四次にわたり市政の総合的かつ長期的な指針として、社会経済情勢の変化に対応した計画を策定し、行財政の運営を図ってきた。

平成13年には、第四次新居浜市長期総合計画を策定し、『～共に創ろう～「心と技と自然が調和した誇れる新居浜」』を目指す都市像として、市民一人ひとりが住んでよかったと心から感じ、誇りに思うことができるまちを目標とした諸施策を総合的に展開してきた。

しかし、人口減少とともに、少子高齢社会の到来、経済の低成長時代など本市を取り巻く社会経済情勢は大きく変化している。また、地方分権に向けた流れの本格化により、国と地方の関係の見直しが行われ、従来にも増して自治体の自立と責任が強く求められている一方で、それを支える本市の財政状況は厳しさを増しており、従来の価値観や手法では対応できない課題が多くなっている。このため、行財政基盤の充実に努めるとともに、今まで以上に市民、団体、事業者と行政が協働して地域の課題に的確に対応し、個性あふれるまちづくりを推進することが必要となっている。

このような中で、新しい時代を見据え、本市が今後も持続的発展を遂げるために第四次長期総合計画を見直し、「今後10年間の新居浜市の最高方針」として第五次新居浜市長期総合計画が平成23年3月に策定された。

計画の中間年である平成27年度には、社会経済情勢等の変化に対応するため、基本計画及び実施計画の見直しを行った。

(2) 計画の構成

① 基本構想

将来都市像・まちづくりの目標・施策の大綱など、本市が目指す新しいまちづくりの基本方向を示す。

② 基本計画

将来都市像を実現するための分野別の基本的施策を体系的に示す。

③ 実施計画

基本計画に基づき、具体的な事務事業の実施について示す。

(3) 基本構想

基本構想は、今後10年間のまちづくりについて基本的な考え方を示すもので、本市の将来都市像(目指す姿)やまちづくりの理念を示すとともに、6つのフィールド別にまちづくりの目標と、計画の推進を含め46項目の施策を定めている。

① 将来都市像

— あかがねのまち、笑顔輝く —
産業・環境共生都市

② まちづくりの理念

- 1 市民が安全・安心を実感できるまちづくり
- 2 市民、団体、事業者と行政が一体となったまちづくり
- 3 市民が郷土に誇りと愛着を持てるまちづくり
- 4 子どもたちの未来に責任が持てるまちづくり

③ 基本指標（人口）

1 将来人口

本市の人口は、今後も減少することが予想されるが、子育て支援の充実や産業振興等により、116,000人を維持することを目標とする。

2 交流人口

本市の交流人口は、観光資源の活用や広域アクセス性の向上等により、平成32年度には300万人を目標とする。

④ まちづくりの目標

フィールド1 快適交流

～人が集い、快適で利便性の高い都市の実現～

市民一人ひとりがゆとりと魅力ある生活を楽しみ、健やかな暮らしを営むことのできる快適で利便性の高い都市づくりを進めます。また、瀬戸内の中央という本市の立地条件、多様な産業の集積、先人たちが築いてきた歴史、文化などをいかし、人やものが行き交う、にぎわいあふれる交流都市を目指します。

フィールド2 環境調和

～地域にやさしい、地球にやさしい暮らしの実現～

豊かな自然と美しい環境を未来の子どもたちに残すため、世界に先駆け100年前に環境問題に取り組んだ先人に学び、地球環境に配慮したライフスタイルへの転換など人と自然が共生するまちづくりを進めます。また、市民、団体、事業者と行政の協働のもと、地球温暖化対策、ごみの減量化や水環境の向上に取り組み、持続可能な環境都市を目指します。

フィールド3 経済活力

～持続的発展が可能な、活力ある産業活動の実現～

3 施政方針(平成30年度)

本市を支える産業の持続的発展を促進するために、工業については、ものづくり人材の育成を図るとともに、産業基盤の強化に努めます。また農林水産業、商業においては、消費者の嗜好や環境の変化に応じた施策の実施を図ります。そして、多様な観光資源をいかし、交流人口の増加に努め、活気あふれる産業活力都市を目指します。

フィールド4 健康福祉

～誰もが健康で、生きがいと安心感のある暮らしの実現～

少子・高齢化が進展し、世帯構成の変化などが進む地域社会において、一人ひとりが認めあい、支えあう社会をつくりまします。また、年齢や障がいの有無に関係なく、生きがいをもって社会に参画し、生涯を心身共に健康に過ごすことが可能な環境づくりに努めることにより、地域の中で、誰もが安心して暮らすことのできる健康福祉都市を目指します。

フィールド5 教育文化

～市民の力が生まれ、次世代へ継承される社会の実現～

近代化産業遺産などのこれまで培ってきた文化や地域資源を市民の誇りとして、継承するとともに、学校教育や社会教育、スポーツ、芸術文化等を振興し、次世代の人材を育むまちづくりを目指します。

フィールド6 自立協働

～多様な地域主体が自立・連携する協働型社会の実現～

市民一人ひとりのかけがえない命と、人権が尊重され、誰もが安心して生き生きと暮らせる社会づくりのため、NPOや地域コミュニティ活動の支援を行うとともに、自治の強化と協働のまちづくりを推進し、「民」の力を十分にいかすことのできる市政の運営を目指します。

計画の推進

第五次長期総合計画の推進に向けて、市民主体の市政を行うために情報公開を徹底するとともに、効果・効率的な自治体経営を進めます。

(4) 基本計画

基本計画は、基本構想で定めた将来都市像を実現するとともに、46項目の施策を体系的に取り組むために、施策に基づく171項目の基本計画や主な取組内容を示している。

はじめに

昨年は新居浜市市制施行80周年という記念すべき節目の年であり、「つむぐ つなぐ 未来へ 人へ」というテーマのもと、「東京富士美術館コレクション～美の東西～」や「ジブリの动画家 近藤勝也展」、「新居浜太鼓祭り80周年記念事業」など各種記念事業を開催するとともに、11月3日には、市政の発展等に多大なるご尽力をいただいた方々をお迎えし、市制施行80周年記念式典を盛大に開催することができました。

また、昨年のもう一つ、大きな出来事といたしまして、「愛顔つなぐえひめ国体」が開催され、10月には、ウエイトリフティングをはじめとする4競技が本市でも開催されました。この大会では本市の選手団が輝かしい成績を残すとともに、ボランティアをはじめ、各種団体や事業者の皆様のご協力により、全国から訪れた選手、役員等の皆様に温かくお迎えすることができました。

これら80周年記念事業及びえひめ国体に、多くの市民の皆様がご参加をいただき、大いに盛り上がりました。中でも「あかがねミュージアム」で開催された各種展覧会で、本物の芸術作品に触れられ、又えひめ国体で、全国トップクラスの選手の確約を間近に見ることで、市民の皆様の芸術文化及びスポーツに対する関心が益々高まったと感じています。

こうした動きを一過性のものとして終わらせるのではなく、80周年記念事業及びえひめ国体のレガシーとして、将来につなげていくため、今後とも、芸術文化・スポーツの振興に積極的に取り組んでいきたいと考えております。

国では、「人づくり革命」と「生産性革命」を車の両輪として、本格的に始動いたしました。

このような中、本市におきましては、平成30年度は、昨年策定いたしました「シティブランド戦略」に基づく「Hello! NEW」プロジェクトを本格的にスタートすることとしており、これらに係る事業につきましては、できる限り当初予算に計上しております。

「Hello! NEW」プロジェクト

新居浜市では、住みたい、住み続けたい、あかがねのまちを目指して、平成27年末に新居浜市総合戦略を策定いたしました。その実現のためには、市の魅力・個性を市内外に認識してもらい、市の良いイメージを高めるための戦略、すなわちシティブランド戦略が必要

と考えております。

そのため、「Hello! NEW 新居浜」をスローガンに掲げ、人、モノ、コト、いろいろなワクワクがあふれるまちを目指し、みんなが主役、みんなが誇れる、そしてみんなに愛される、新しい新居浜をつくるための新しい活動をスタートしました。

昨年の取組みといたしましては、まずは市民の理解と共感を得ることを目的に、6月に「Hello! NEW 新居浜」宣言を行い、その後、年代、職業、住んできた場所も異なる市民による「新居浜みらい会議」を2回開催いたしました。また、ビッグマップの巡回や市内全戸へのタブロイド紙の配布、市内各所でのポスターの掲示など、市民の新居浜への誇りと愛着を高める活動を行っていました。

昨年実施したアンケート結果では、周知を含め高い評価を頂くことができました。

平成30年度は、これらの取組みを踏まえまして、「市民とともに動く、動かす」をテーマに、市外の人のファンづくりに向けた取組みも同時に推進したいと考えております。

「市民が愛着を抱き、誇りを感じるまちへ」新居浜プライドの醸成を図るため、みらい会議や市内の各部局から提案された「Hello! NEW」プロジェクトを本格的に始動することといたしております。

このプロジェクトは、「Hello! NEW INFRASTRUCTURE (インフラストラクチャー)」「都市基盤」、「Hello! NEW INDUSTRY (インダストリー)」「産業」のほか、「福祉」、「教育」、「文化」、「スポーツ」、「安全」、「移住・定住」の8つの分野としており、これらを積極的に推進してまいりたいと考えております。

具体的なプロジェクト事業といたしましては、子育て支援の充実として、妊娠期から子育て期にわたり、切れ目ないサポートを行うため、「子育て世代包括支援センター」を開設いたします。さらに、多子世帯の経済的負担を軽減し、「四国一子育てにやさしいまち」の実現を図るため、多子世帯への入学準備金を支援するとともに、一般不妊治療の助成制度の拡充を行ってまいります。

また、「移住・定住促進プロモーション事業」して、移住者向け住宅、試し移住用住宅を開設するとともに、移住・定住に特化したポータルサイトの構築や移住ガイドブックの作成など、積極的な移住・定住を促進してまいります。

本市の基幹産業である、ものづくり産業の振興につきましては、新居浜機械産業協同組合と連携し、「別子

1号リニューアルプロジェクト」の情報発信を行うとともに、新たな「人材確保対策事業」など、多くの事業を展開することとしております。

平成30年度は、これらのプロジェクトを通して、様々な「新しい」をまちのチカラに、また、まちの魅力になるよう取り組んでまいります。

防災・減災対策の強化・充実

東日本大震災からの復興が急がれる中、一昨年も熊本地震や鳥取県中部地震が発生し、さらに昨年7月には九州北部で記録的な豪雨により甚大な被害が発生するなど、近年多くの自然災害が各地に大きな被害をもたらしております。近い将来の発生が予測される南海トラフ巨大地震に対応するための防災・減災対策の強化・充実は、本市におきましても喫緊の課題であり、「災害における、新居浜市民の死者ゼロ」を目指して、災害から身を守ることを学ぶ「防災センター」を備えた総合防災拠点施設の建設を推進いたします。

また、災害発生時の情報伝達手段となるコミュニティFMラジオ局の放送開始に合わせた防災ラジオの普及促進に努めるとともに、災害発生時の主要な避難所である東雲市民体育館の空調設備の整備を行うなど、様々な防災・減災対策を実施し、安全安心のまちづくりを推進してまいります。

近代化産業遺産の保存・活用の推進

次に、近代化産業遺産の保存・活用の推進についてでございます。

近代化産業遺産である山田社宅の保存整備につきましては、新居浜市総合戦略の主要事業として取り組んでいる「RCC新居浜」のレガシーゾーンとして、住友金属鉱山所長宅に引き続き、住友化学工場長宅の整備に着手いたします。

また、登録有形文化財である旧端出場水力発電所につきましても、一般公開を目指し、平成30年度から本体整備及び耐震工事に着手いたします。これら端出場地区及び星越地区の整備は、産業遺産を活かしたまちづくりの基礎となり、賑わいの創出につながるだけでなく、端出場・東平ゾーンから山根・立川ゾーンを経て、星越・惣開ゾーンに至る、本市の産業遺産の骨格を形成するものでございます。

さらに、現在、住友グループが取り組んでおられます四阪島の旧住友家の別邸、日暮別邸の移転に合わせた、特別企画展をあかがねミュージアムで開催することとしており、別子銅山とともに歩んできた本市の歴史の

4 行政改革

共有を図り、共存共栄の足跡を発信することで、市民の誇りとなるよう意識の醸成につなげてまいりたいと考えております。

「第五次新居浜市長期総合計画」と「新居浜市総合戦略」

次に、「第五次新居浜市長期総合計画」と「新居浜市総合戦略」についてでございます。

平成23年に市民の皆様の英知と総意により策定いたしました「第五次新居浜市長期総合計画」も残すところ3年となりました。また、平成27年に「住みたい住み続けたいあかがねのまち」を目指して策定いたしました「新居浜市総合戦略」につきましても、残り2年となり、両計画ともに、いよいよ後期を迎え、まさに総仕上げ、完遂に向けて勢いを加速させていかなければならない時期となりました。

各種事業について、具体的な施策を着実に実施するとともに、数値目標やKPIについて、改めてPDCAサイクルによる検証を行いながら、目標達成に向けて全力で取り組んでまいります。

また、同時に平成33年度から始まる「第六次新居浜市長期総合計画」の策定に向けた準備も進めなければなりません。

「熟慮断行」

(十分に考えた上で、思い切って実行すること)

日露戦争の日本海海戦で、連合艦隊作戦参謀として活躍した、松山市出身の秋山真之は、ロシアのバルチック艦隊を迎え撃つにあたって、世界中の戦略に関する書物を読み漁り、研究に研究を重ね、戦法を決定し、それを実行したと言われております。

現在は、スピード感が求められる時代になっておりますが、基本的な戦略の立案など、重要な一手を打つ際は、今でも「熟慮断行」することが重要でないかと思っております。

今年の干支は「戊戌(つちのえいぬ)」でございます。

戊戌には、これまで成長を続けていた草木が、さらに繁茂するという意味もありますが、草木に宿る陽気をしっかりと見定めて、剪定しなければ、繁茂しすぎて枯れてしまう可能性も示唆しています。

平成30年度は、私の第2ステージの2年目であり、「Hello! NEW」プロジェクトを本格的に推進する年であります。今一度初心に立ち返り、広く市民の皆様の意見を聞くとともに、「熟慮断行」を基本に、止めるべきは止め、変えるべきは変え、本市の更なる発展を目指してまいりたいと考えております。

(1) 行政改革の推進

近年、国、地方ともに厳しい財政状況が続き、人口減少・少子高齢社会の本格化、経済のグローバル化と地域経済の低迷、地方分権時代の到来をはじめ、社会経済情勢は常に大きく変動を続けており、地方自治体は住民に最も身近な存在として、より迅速で的確な社会環境変化への対応が求められている。

本市では、昭和60年度に「第一次行政改革大綱」を策定、昭和61年度に「第二次行政改革大綱」を策定し、行財政運営の効率化、活力ある組織づくりと人材育成、行政の公正・透明性を目指した行政改革の推進に取り組んできた。

平成6年10月には「新居浜市行政改革要綱」を策定し、以降、毎年度の行政改革実施計画に基づき行政改革を推進し、平成14年度には、平成18年度までの「新居浜市行政改革大綱」を策定した。

また、平成17年度には、国の「地方公共団体における行政改革推進のための新たな指針」を受け、平成21年度までの5か年計画である「新居浜市集中改革プラン」を策定、平成19年度には、平成22年度までの「新居浜市行政改革大綱2007」、平成23年度には、平成27年度までの「新居浜市行政改革大綱2011」を策定し、行政改革の推進に取り組んできた。

さらに、平成28年度には、「新居浜市行政改革大綱2011」の基本理念である「市民の笑顔輝く市役所づくり」を引き継ぎつつ、効果・効率的な自治体経営を推進することを目的に、平成32年度までを計画期間とする「新居浜市行政改革大綱2016」を策定、「権限」「財源」「人間」の三つの視点で市民満足度の向上に重点を置いた行政改革の推進に取り組んでいる。

(2) 機構(組織)改革の変遷

部制を採用した昭和37年4月から現在までの組織・機構改革の主なものは次のとおりである。

- 37. 4. 1 部制スタート
- 42. 4. 1 民生経済部を民生部と経済部に分離
- 47. 4. 1 係長制を廃止し主任制を採用。人事部、税務部、環境部を設置
- 48.10. 1 電算準備事務局を設置
- 49.10. 1 副課長制の採用
- 55. 2. 1 人事部を市長公室に、税務部を総務部に統合。民生部を分離して福祉部と市民部に、また建設部を分離して建設部と開発部とした。

- 新しく総務担当制を導入するとともに小課の18課を10課に統合した。
55. 4. 1 福祉部上部老人福祉センターの設置
57. 4. 1 担当主任制を廃止し、係長制を復活、技幹制の採用。福祉部瀬戸会館及び瀬戸児童館の設置
- 57.10. 1 建設部国道対策室の設置
58. 4. 1 市民部住居表示対策室、福祉部川東老人福祉センターの設置
59. 4. 1 福祉部川東児童センター、経済部勤労者体育センター、環境部斎場の設置
- 59.10. 1 環境部保健センターの設置
60. 4. 1 経済部南部観光開発推進室の設置、企業誘致係、婦人対策係の設置、福祉部川西老人福祉センターの設置
61. 4. 1 市長公室市政調査室の設置、緑化推進係など4係の設置。車両課を管財課に、住居表示対策室を市民課に統合。また国民健康保険課と国民年金課を統合して保険年金課とした。
庶務課を秘書課に、開発課を企業誘致課に名称変更
61. 8. 1 市民文化センター等文化施設、市民体育館等体育施設を財団法人新居浜市文化体育振興事業団に委託
62. 4. 1 福祉部中央児童センター、川東老人福祉センター等を社会福祉法人新居浜社会福祉事業協会に委託
福祉部上部児童センターの設置
63. 4. 1 市長公室を企画調整部に、総務部を財務部に、福祉部を社会福祉部に、市民部を市民生活部に、環境部を保健環境部に、経済部を産業振興部に、建設部を都市整備部に名称変更。開発部の廃止。都市整備部に下水道局、用地対策局を設置。総務担当制の廃止。総括次長・主幹制の採用。水道局の技能労務職員の職種換え。
課(室)の所属、名称、所管等の変更
出納室の設置
- 元. 4. 1 社会福祉部上部児童センターを社会福祉法人新居浜社会福祉事業協会に委託。
主幹・技幹の決裁権のライン化
2. 4. 1 商業高等学校を県立に移管。婦人センター・働く婦人の家の設置、区画整理係の設置
3. 4. 1 政策研究室を企画調整課に統合
- 端出場温泉保養センターの設置
社会教育課を生涯学習課に、中央公民館を生涯学習センターに変更
4. 4. 1 下水道部、地域開発室の設置、用地対策局の廃止、職員研修所、女性政策課の設置、都市計画課を都市計画課と区画整理課に、道路課を道路建設課と道路管理課に分離、企業誘致課、監理課の廃止、課の名称、所管の変更等
- 4.10. 1 別子銅山記念図書館の設置
5. 4. 1 工事検査係、最終処分場の設置
6. 4. 1 新居浜学園の廃止、くすのき園の設置、東平記念館の設置、清掃センターに管理第一係、管理第二係を設置
7. 4. 1 社会福祉部と保健環境部の健康推進部門を統合、地域開発室を廃止し都市整備部と統合、保険年金課を国保課と国民年金課に、健康環境課を健康推進課と環境交通課に分離統合、課の名称、所管の変更等
8. 4. 1 地域開発課の廃止、都市整備部を都市開発部に、区画整理課を都市開発課に名称変更、選挙管理委員会事務局を企画調整部行政管理課と併任、広報相談課にボランティア係を設置、総合福祉センターの設置
9. 4. 1 商業振興センターの設置、広瀬歴史記念館の設置、水道局水源管理課に水質検査係を設置、市民福祉会館を市民文化センターに変更
10. 4. 1 市民生活部と環境部を統合し、市民環境部を設置。広報相談課を廃止し、企画調整部に生涯学習課を設置。情報管理課を行政管理課に統合。商工労政課と観光物産課を統合し、商工観光課を設置。課の名称、所管の変更等
総合福祉センターを社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会に委託。
女性センター・働く婦人の家を財団法人新居浜市文化体育振興事業団に委託
11. 4. 1 高齢福祉課に介護保険料係と介護認定係を設置等
12. 4. 1 高齢福祉課を介護福祉課に、女性政策課を男女共同参画課に名称変更し、消防署を3部交替勤務制に移行した。
13. 4. 1 生活環境課と環境交通課を環境政策課と生活環境課に再編し、学校給食課を

- 設置。
14. 4. 1 国民年金課を廃止し、市民課国民年金係として市民課に統合。東新学園に指導第一係、指導第二係を設置。
15. 4. 1 企画調整部を企画部に、財務部を総務部に、保健福祉部を福祉部に、産業振興部を経済部に、都市開発部を建設部に名称変更。市民環境部を市民部と環境部に分離し、下水道部を環境部に統合。経済部に別子山支所を設置。課(室)の所属、名称、所管等の変更。
16. 4. 1 企画部に産業遺産活用室、福祉部に子育て支援室、市民部に市民安全室、経済部に中小企業振興室を設置。都市計画課の開発審査係を建築課に移管。広報相談課の交通安全係を交通災害共済係に名称変更。企画部総合政策課に芸術文化推進係を新設。くすのき園を民間委託。
17. 4. 1 子育て支援室を廃止し、児童福祉課に統合。児童福祉課の母子児童係を子育て支援係に名称変更。選挙管理委員会事務局を企画部情報政策課と併任。
18. 4. 1 行政改革推進室を廃止し、企画部に行政改革推進課を設置。企画部に駅周辺整備室を設置。市民安全室を廃止し、総務部に防災安全課を設置。福祉部介護福祉課に地域包括支援センターを設置。企画部エコ推進課(H15.4.1設置)を廃止し、環境部環境施設課と統合し、ごみ減量課に名称変更。経済部に運輸観光課を設置。中小企業振興室を廃止し、商工労政課に統合。市営住宅の管理事務を建設部建築課に移管し、建築住宅課に名称変更。建設部に建築指導課を設置。
19. 4. 1 産業遺産活用室を廃止し、別子銅山文化遺産課を設置。
20. 4. 1 環境部の環境保全、廃棄物、衛生関連部門を生活環境課、ごみ減量課の2課体制から環境保全課、ごみ減量課、環境施設課の3課体制に再編。教育委員会事務局に発達支援準備室を新設。
21. 4. 1 教育委員会事務局の発達支援準備室を廃止し、発達支援課を設置。
22. 4. 1 行政改革推進課を秘書広報課に名称変更。企画部に港湾管理課を新設。総務部に債権管理対策室を新設。市民部市民活動推進課に消費生活センターを新設。北消防署に通信指令課を新設。
23. 4. 1 駅周辺整備室を総合文化施設準備室に名称変更。防災安全課を市民部に配置替。契約課に工事検査班を設置。福祉課を廃止し、地域福祉課と生活福祉課を設置。保健センターに精神保健係を新設。都市計画課に国土調査係を新設。体育文化課をスポーツ文化課に、水道局総務料金課を総務課に名称変更。
25. 4. 1 水道局総務課を水道総務課に名称変更。男女共同参画課に相談支援係を新設。商工労政課に企業立地係を新設。スポーツ文化課に国体準備係を新設。工務課漏水調査係を漏水対策係に名称変更。
26. 4. 1 総合文化施設準備室の施設建設係を廃止し、施設管理係、学芸係を設置。スポーツ文化課の国体準備係を廃止し、企画部に国体推進室を設置。児童福祉課を子育て支援課に、商工労政課を産業振興課に名称変更。保健センターに医療対策係を新設。区画整備課を都市計画課に統合し、駅周辺整備係を設置。スポーツ文化課のスポーツ振興係を競技力向上係に名称変更。
27. 4. 1 企画部に地方創生推進室を設置。国体推進室の競技運営係を廃止し、第一競技係、第二競技係を設置。子育て支援課の子育て支援係、母子児童係を支援係、給付係に名称変更。生活福祉課に自立支援係を新設。地域福祉課に障がい支援係を新設。市民活動推進課を地域コミュニティ課に名称変更。環境保全課の環境保全係、衛生係を廃止し、環境衛生係、墓地管理係を設置。別子山支所の厚生係を廃止し、住民係を市民係に名称変更。社会教育課に地域交流センター、大島交流センターを設置。企画部総合文化施設準備室を廃止し、

5 総合戦略

教育委員会に総合文化施設管理課を設置。

水道局工務課に計画係を新設。

消防本部予防課に保安係を新設。

28. 4. 1 建設部に国土調査課を設置。
建築指導課に空き家対策班を設置。
都市計画課の国土調査係、駅周辺整備係を廃止。
別子銅山文化遺産課の文化遺産係を廃止し、保存活用係、整備推進係を設置。
スポーツ文化課の芸術文化係と埋蔵文化財係を廃止し、文化政策係、生涯スポーツ係を設置。
郷土美術館、工業試験場を廃止。
端出場温泉保養センターを廃止し、観光交流施設を設置。
29. 4. 1 清掃センターのリサイクル施設管理係を廃止、焼却施設管理係を管理係に名称変更。
学校教育課に地域学校協働係を新設。
スポーツ文化課を廃止し、スポーツ振興課と文化振興課を設置。文化振興課に文化財係を新設。
総合文化施設管理課を廃止。学芸係を文化振興課に移管。
図書館に市史編さん準備係を新設。
30. 4. 1 国体推進室を廃止。
地方創生推進室を廃止し、地方創生推進課を設置。
債権管理対策室を廃止し、債権管理課を設置。
図書館の市史編さん準備係を廃止し、総務部に市史編さん室を設置。
地域包括支援センターの包括支援係を廃止し、相談支援係、ケアマネジメント係を設置。
保健センターの成人保健係と精神保健係を廃止し、成人・精神保健係を設置。
保健センターに子育て世代包括支援センターを設置、子育て応援係を新設。
下水道管理課に総務係を新設。
農林水産課に鳥獣対策係を新設。
国土調査課に認証係を新設。

(1) 総合戦略の位置付け

平成26年11月、国はまち・ひと・しごと創生法を制定し、同年12月に日本全体の人口の現状と将来の展望を示す「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と今後5か年の施策の方向を示す「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定した。本市においても、人口減少問題を克服するため、今後5年間の目標や施策の基本的方向、具体的な事業、取組を示した「新居浜市総合戦略」を平成27年12月に策定し、将来目標人口(平成72(2060)年に9万人を維持)の達成に向けて「住みたい、住み続けたい あかがねのまち」を目指すこととした。

なお、本市のまちづくりにおける最上位計画は「第五次新居浜市長期総合計画(平成23年度～平成32年度)」であり、総合戦略は長期総合計画の中で、特に人口減少問題への対応と地方創生に関する分野に特化した目標や施策を定めたものである。

(2) 総合戦略の対象期間

総合戦略の対象期間は、国の総合戦略に合わせ、平成27年度から平成31年度までの5年間とした。

(3) 総合戦略の基本目標

【基本目標1】**新** たな雇用を創り出し、地元産業を振興します。

【基本目標2】**居** 住地・観光地としての魅力を高め、定住人口・交流人口を拡大します。

【基本目標3】**浜** っ子を増やすため、結婚・出産・子育て支援を充実するとともに健康長寿社会を実現します。

【基本目標4】**市** 域を越えた連携を進め、地域特性を踏まえた時代に合ったまちづくりを推進します。

(4) P D C A サイクルの確立

外部有識者で構成される「新居浜市地方創生有識者会議」等を活用し、4つの基本目標に基づく31の施策と100の具体的な事業、取組及び基本目標の数値目標やK P I (重要業績評価指標)の実績と成果を検証し、必要に応じ、総合戦略の改訂を行い、P D C A サイクルを確立する。

(5) 人口ビジョンの策定と将来目標人口

国が策定した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」を踏まえ、本市における人口の現状分析に基づき、今後、本市が目指す将来の方向と人口の将来展望を示す「新居浜市人口ビジョン」を平成27年12月に策定し、その中で平成52(2040)年まで10万人を維持するとともに、平成72(2060)年の目標人口を9万人とした。

(6) シティブランド戦略の推進

総合戦略に基づき、市民の誇りと愛着を高め、本市の魅力を市内外へ発信することにより、交流人口や移住・定住人口の増加へつなげるため、平成29年3月にシティブランド戦略を策定した。本戦略で定めたブランドのスローガンである「Hello! NEW 新居浜」を旗印に掲げ、市民と行政が一緒になって、未来のあたらしい新居浜をつくるための取組を進めている。

6 広 聴

(1) 市政モニター

市民の意見や提言などを市政に反映させ、行政施策の向上を図るため昭和42年度から設置している。

平成28年度からはモニター定数を増員し、アンケート調査を中心とした広聴活動を実施している。

- モニター定数 200人程度(任期1年)
- モニター任務 アンケート回答や、会議への出席を通じて、市政に対する意見や提言を行う。

〈平成29年度の実績〉

- モニター数 183人(平成29年6月12日時点)
- アンケート実施数 3回(8テーマ)
- 会議開催数 3回

(2) 市民の声

市内の自治会、市政モニター、あるいは一般市民から寄せられる各種要望、意見、苦情等については、「市民の声」として関係部局に連絡を行い、これら広聴事項の解決処理に努めている。また、市長への手紙・メールを活用して、市民の声を行政に反映させることとしている。

(3) まちづくり校区懇談会

連合自治会と市との共催により、地域主体の懇談会として平成19年度から開催しており、地域と行政が一体となった協働のまちづくりを推進する。また、市職員が「まちづくり推進員」として参画し、地域が設定した課題などについて意見交換を行い、政策形成に反映させる。

- 市内18会場で開催
- 平成30年度 7/2～9/3

〈平成29年度の内容・実績〉

- 市長から市の重点事業について説明
 - 過去の主要課題の進捗状況報告
 - 校区課題について
 - 意見交換
 - (1) 校区課題 56件
 - (2) その他(意見・要望など) 47件
- [参加者数：1,268人]

平成29年度広聴票 (部名別)

部 名	件数	項 目	件数	部 門 別 処 理 状 況							合 計
				1 満 た し た	2 満 た せ る く	3 以 次 年 降 度	4 検 査 調 査 ・ 討 論	5 参 考	6 な い せ	7 そ の 他	
市 民 部	1	コミュニティ施設整備補助について	1						1		1
経 済 部	1	農道の拡幅について	1							1	1
建 設 部	6	道路の補修・整備について	2	1			1				2
		交通安全施設の整備について	4		1		3				4
合 計	8		8	1	1		4		1	1	8

平成29年度 市長への手紙・メール

部 名	件数	項 目	件数	部 門 別 処 理 状 況							合 計
				1 満 た し た	2 満 た せ る く	3 以 次 年 降 度	4 検 査 調 査 ・ 討 究	5 参 考	6 な い せ ぬ	7 そ の 他	
企 画 部	15	広報・広聴について	3	1					2		3
		情報化推進について	2	1						1	2
		地方創生について	1		1						1
		えひめ国体について	3	1				1	1		3
		その他	6	2				3	1		6
総 務 部	52	市役所職員について	17	1	1		1	12		2	17
		市役所庁舎について	13				3	7	3		13
		税金について	16					1	2	13	16
		その他	6				1	4	1		6
福 祉 部	88	生活保護について	51					45		6	51
		障がい福祉について	3	1				2			3
		高齢者福祉について	6	1			1	3	1		6
		子育て支援について	4	1				2	1		4
		保育園について	7	1			5			1	7
		国民健康保険について	7	2						5	7
		健康づくり・医療について	4					1		3	4
		窓口対応について	3	1			1	1			3
その他	3					1		2	3		
市 民 部	14	安全安心について	4				2	2			4
		自治会について	4	1			1	2			4
		戸籍・住民記録について	1				1				1
		窓口対応について	1	1							1
		その他	4	1			1	1		1	4
環 境 部	28	ごみ処理について	5	1				1	2	1	5
		河川について	2				1			1	2
		下水道について	2				1		1		2
		環境政策について	2					1		1	2
		環境衛生(悪臭・騒音・犬猫)について	11	5			4	2			11
		斎場・墓地について	3					1		2	3
		まちの美化について	1						1		1
その他	2				1			1	2		
経 済 部	18	観光について	1					1			1
		太鼓祭りについて	7				1	5		1	7
		産業について	2					1		1	2
		交通について	4	1			2		1		4
		農地・農道等について	1						1		1
		その他	3					2	1		3
建 設 部	52	公園整備等について	13	7	1		1	3	1		13
		駅周辺整備について	6				5	1			6
		道路整備・舗装・改修	8		3		3		1	1	8
		交通安全対策について	5	2			1	2			5
		市営住宅について	13				1	1		11	13
		空き家対策について	2	1			1				2
		その他	5		1			2		2	5
教 育 委 員 会	57	小・中学校について	16			1	6	5	4		16
		公民館について	3			1	2				3
		スポーツについて	18		6		6	4	1	1	18
		文化について	1						1		1
		図書館について	5	1			1	1	2		5
		総合文化施設について	8	1	2		1	1	3		8
		学校給食について	4					3		1	4
		その他	2					1	1		2
議会事務局	1	市議会について	1				1			1	
消防本部	3	総合防災拠点施設建設工事について	3	1				2		3	
水道局	2	水道について	2				1	1		2	
その他	14		14				1		13	14	
合 計	344		344	36	15	2	55	131	34	71	344

うち 市長への手紙 : 220件
市長へのメール : 124件

7 市 政 広 報

(1) 広 報

ア 印刷物による広報

名称 区分	市政だよりにはま	市 勢 要 覧
発 行 日	毎月1回	平成29年11月3日 (5年に1回)
発 行 部 数	1回 44,000部	2,100部
版 型	A4版	A4版
経 費	1,238万円	90万円
単 価	23.4円(40頁・消費税含まず)	427円(52頁・消費税含む)
配 布 対 象	全戸	関係機関ほか
配 布 方 法	自治会組織などを通じて配布	随時
内 容	市政に関する情報 季節、地域の話	市制施行80周年を 迎えた本市の現在の 様子を写真を中心に紹介

イ ホームページによる広報

高度情報化に対応し、インターネットを利用した市政情報広報システムとして、平成8年から運用を開始し、市内外に発信している。

平成24年4月1日から音声読上ソフトを導入した。

平成27年3月に全面リニューアルを行った。

ウ CATV等による広報

CATVデジタル111チャンネルやコミュニティFMを活用した広報番組を制作し、市の主要プロジェクトの紹介、各施設の紹介、各種イベントのお知らせなどを行っている。

「マイタウンにはま」などの行政広報番組は、株式会社ハートネットワークに制作を委託し、番組を制作、放映している。「インフォにはま」は15分の文字情報番組で、市民に身近な生活情報を伝達する。

また、平成24年4月からデータ放送がリニューアルされ、行政情報を見ることができるようになった。

エ 声の市政だより

視覚障がい者に市政に関する情報(市政だよりから抜粋)を提供するため、ボランティアグループ「声の図書室やまびこ」の協力を得て、音声(CD-R、

テープなど)で伝えている。また、「点訳グループさぎなみ」の協力を得て、点訳市政だよりも提供している。

オ メールマガジン・ツイッター・フェイスブックほか携帯電話等を利用した情報提供、情報収集システムとして、平成20年3月25日から「メールマガジン」の運用を開始している。また、平成24年4月1日から「ツイッター」、平成25年3月27日から「ユーチューブ」、平成25年3月28日から「フェイスブック」の運用を開始し、市政情報の発信、市民意識調査に活用している。平成25年9月からは、スマートフォン用アプリ「新居浜いんふお」の提供を開始。平成28年3月には一部機能を追加した。

8 情 報 政 策

(1) 事務改善

ア 電子計算処理の推進

(ア) 住民情報システム

行政事務の近代化と市民サービスの向上を図るため、昭和43年以来行政事務の電算化を積極的に進めてきた。

○昭和43年 事務処理を外部委託する方法で市税事務の電算化を開始し、続いて国民健康保険及び給与計算事務の電算化を進めた。

○昭和49年 住民基本台帳を電算化し、国民健康保険料、選挙関係等、各個別業務間の情報の相互交流が可能であるシステムの開発を推進した。

○昭和55年3月 増大する行政需要と多様化する住民要望に的確迅速に対応するために、新庁舎の建設を機に電子計算機(汎用機)を単独購入し、外部委託していた業務を処理するとともに、毎日収納消込システムの開発及び国民健康保険診療報酬明細書(レセプト)点検等の新規業務の開発並びにオンラインシステムの導入を行った。

○昭和59年度 漢字オンラインシステムの開発に着手した。

○昭和60年11月 住民登録・戸籍附票システム(漢字オンラインシステム)の運用を開始した。

○昭和61年5月 上部、川東支所での漢字オンラインシステム運用を開始した。

- 昭和62年3月 印鑑証明システム(漢字オンラインシステム)の運用を開始した。
- 昭和63年 口座振替制度の開始及び老人医療レセプトの点検システムの運用を開始した。
- 平成6年度 住民基本台帳の続柄表示の変更を自主開発により対応した。
- 平成9年7月 国民年金オンラインシステムの運用を開始した。
- 平成10年2月 郵便番号7桁化に自主開発により対応した。
- 平成10年11月 上下水道オンラインシステム及び住民税オンラインシステム(軽自動車税、市県民税、法人市民税)も稼動を開始した。
- 平成11年10月 平成12年4月からの介護保険制度の導入に伴い介護保険オンラインシステムの段階的な運用を開始した。
- 平成12年4月 介護保険オンラインシステムの本格運用を開始した。また国民健康保険加入の被保険者へ対応するため、国民健康保険システムに、2号被保険者の資格管理・調定管理等の機能を追加した。
- 平成14年8月 住民基本台帳ネットワークに対応するためシステムの改修を行った。また、県から業務委譲される児童扶養手当業務についても、平成13年度から開発を進めていた児童手当システムと共にシステムの運用を開始した。
- 平成14年度 別子山村との合併を考慮し、各システムの改修を行った。また、外部機関による情報システム監査を受け、情報システムの信頼性の観点から、危機的状況にあり、抜本的な対策を行うことが必要不可欠であるとの指摘を受けた。
- 平成16年度～平成18年度 基幹業務システム構築事業に着手し、システム開発及びデータ移行作業を行った。平成19年1月より前基幹業務システムの運用を段階的に開始した。
- 平成19年度 前基幹業務システムが全面稼動を開始した。後期高齢者医療制度、就学前外来医療費助成及び妊産婦健康診査の制度改正等に伴うシステム改修を行った。
- 平成20年度 市県民税に係る公的年金等受給者からの特別徴収及び給与支払報告書の電子化、並びに裁判員候補者名簿作成等、制度改正に伴うシステム改修を行った。
- 平成21年度 後期高齢者医療システムの改修

及び機能追加、住民税公的年金特別徴収に伴うシステム改修等を行うとともに、子ども手当システムの導入を行った。

- 平成22年度 水道局の料金徴収業務委託に伴い、上水道システムの運用を終了した。
- 平成24年度 基幹業務システムの更新を段階的に開始した。平成24年4月に介護保険システム、平成25年2月に障害福祉サービスの運用を開始した。

(イ) 内部事務の電算化

- 平成2年度 内部事務の効率化を図るために財務会計システムの導入に着手した。
- 平成3年4月 予算の部門執行管理・出納管理システムの運用を開始した。
- 平成5年6月 決算システムの運用を開始した。
- 平成7年6月 証憑のA4版化及び旅費計算機能を追加した。
- 平成10年度 予算編成システムの稼動を開始した。
- 平成26年度 ICTを活用した業務効率向上を目的として、財務会計システムを更新した。

イ ICTの推進

高度情報化社会といわれる今日、住民の情報に対する価値観が多様化している中で、事務処理の効率化・近代化を図ることが急務とされている。

本市においては昭和59年4月に「行政診断調査研究委員会」の報告のもとに、「新居浜市OA調査研究委員会」を設置し、行政として来るべき高度情報化時代にどう対応し、情報処理システムの改善に取り組んでいけばよいかについて調査研究を行い、昭和60年11月に報告した。

また、事務の近代化を進める中で、昭和58年7月従来の和文タイプにかわり、ワードプロセッサ2台を導入し、昭和61年度からは庁内各部局にOA機器を設置することにより、業務への適用を図るとともに、業務の利用拡大に対応するため、機器の機能強化にも努めている。

さらに平成12年5月には、庁内LANによる全庁的なネットワークシステムを稼動させ、平成20年2月、平成25年2月及び平成30年2月に全面更新し、情報の共有化を行っている。

また、研修部門との連携により継続的なICT研修を実施し、広く職員にICT感覚、ICT意識を持たせるよう、その推進を図るものである。

電算業務処理状況表

(30.4.1 現在)

課 名	業 務 名
市 民 課	住 民 記 録
市 民 課	外 国 人 登 録
市 民 課	印 鑑 登 録
市 民 課	国 民 年 金
市 民 税 課	個 人 住 民 税
市 民 税 課	法 人 市 民 税
市 民 税 課	軽 自 動 車 税
資 産 税 課	固 定 資 産 税
収 税 課	収 納 管 理
収 税 課	滞 納 整 理
国 保 課	賦 課
国 保 課	資 格
国 保 課	給 付
国 保 課	後 期 高 齢 者 医 療
国 保 課	徴 収
国 保 課	医 療 費 適 正 化
地 域 福 祉 課	福 祉 手 当
地 域 福 祉 課	重 度 心 身 障 害 者 (児) 医 療
地 域 福 祉 課	障 害 福 祉 サ ー ビ ス
介 護 福 祉 課	老 人 措 置

課 名	業 務 名
介 護 福 祉 課	在 宅 福 祉 台 帳
介 護 福 祉 課	介 護 保 険
子 育 て 支 援 課	児 童 手 当
子 育 て 支 援 課	児 童 扶 養 手 当
子 育 て 支 援 課	母 子 ・ 乳 幼 児 医 療
子 育 て 支 援 課	子 育 て 支 援
保 健 セ ン タ ー	各 種 予 防 接 種 ・ 検 診
財 政 課	財 務 会 計
出 納 室	財 務 会 計
人 事 課	人 事 管 理
人 事 課	給 与 管 理
建 築 住 宅 課	住 宅 使 用 料
下 水 道 管 理 課	下 水 道 受 益 者 負 担 金
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	選 挙 事 務
農 業 委 員 会 事 務 局	農 家 台 帳
教 育 委 員 会 社 会 教 育 課	成 人 式
教 育 委 員 会 学 校 教 育 課	学 齡 簿
教 育 委 員 会 学 校 教 育 課	就 園 奨 励
教 育 委 員 会 学 校 教 育 課	幼 稚 園 保 育 料

情報端末設置状況

(H30.4.1 現在・単位:台)

部局	区分	庁内LAN			基幹業務システム			合計
		情報政策課 管理分	その他	小計	情報政策課 管理分	その他	小計	
企 画 部		63		63	14		14	77
総 務 部		104		104	72		72	176
福 祉 部		268		268	147	24	171	439
市 民 部		88		88	32		32	120
環 境 部		40	33	73	3		3	76
経 済 部		56	1	57	2		2	59
建 設 部		60	29	89	5		5	94
出 納 室		9		9	1		1	10
議 会 事 務 局		10		10				10
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局		4	17	21	1		1	22
監 査 委 員 事 務 局		6		6				6
農 業 委 員 会 事 務 局		7		7	2		2	9
水 道 局		57	2	59	2		2	61
教 育 委 員 会 事 務 局		93		93	9		9	102
教 育 機 関 (小 学 校 ・ 公 民 館 ほ か)		67	11	78				78
消 防 局		70		70				70
港 務 局		10	3	13				13
土 地 開 発 公 社		3		3				3
そ の 他		7		7				7
合 計		1,022	96	1,118	290	24	314	1,432

9 地域情報化の推進

(1) テレトピア構想

テレトピア構想は旧郵政省の提唱する高度情報化施策であり、平成元年2月28日、地域指定を受けたものである。

テレトピアとは、テレコミュニケーション(電気通信)とユートピア(理想郷)の二つの言葉を併せた名称で、各種の情報通信メディアを活用し、活力ある快適な地域社会の形成発展を促進し、高度情報通信社会への円滑な移行を図るものである。

新居浜市テレトピア計画では、「人と地域が輝く情報ネットワーク都市」を目標に、次の3つのシステム構築を目指す。

ア 情報通信メディアを利用し、市民生活に必要な情報を広く提供し、また地域外へ情報を発信するための市民総合情報ネットワークシステム

イ マルチメディア時代の情報化人材育成と教育分野の情報化を図るための教育情報ネットワークシステム

ウ 行政内部の情報化を推進し、行政サービス水準の高度化、行政事務処理の効率化等により、市民への情報サービスの充実及び都市機能の強化を図るための行政情報ネットワーク

○ 株式会社ハートネットワーク

平成2年9月1日、テレトピア計画の主要なメディアのひとつである都市型CATVとして開局した。以後、市内域でサービスエリア(対象区域)を順調に広げ、現在、新居浜・金子・宮西・金栄・惣開・若宮・泉川・中萩・角野・大生院・船木・高津・垣生・浮島・神郷・多喜浜の16校区に及んでいる。また、インターネット接続サービスを平成12年12月から、一部別子山地区でのインターネットサービスを平成23年4月から、デジタル放送サービスを平成15年4月から、地域WiMAXサービスを平成21年4月から、LTEサービスを平成26年12月から、それぞれ開始した。チャンネル数は現在デジタル85チャンネル、FMラジオ3チャンネル、また加入世帯数はCATV 18,239世帯、インターネット、WiMAX、LTE及びBWA 6,757世帯(平成30年3月31日現在)となっている。(なお、CATV対応集合住宅も含めた新居浜市内の加入率は40.4%となっている。)

同社の自主制作番組は5チャンネルあり、「新居浜チャンネル」では毎日市内の出来事や話題を提供、

「広報チャンネル」では市役所をはじめ官公庁からのお知らせや行政の仕組みなどをわかりやすく提供、「コミュニケーションチャンネル」では、スポーツ大会、運動会、音楽会、講演会をはじめ地域の伝統行事や催し物などを提供し、市民のためのチャンネルとしてコミュニティの向上が図られている。

また、平成24年10月よりエリア放送免許を取得し、本放送を開始している。

平成27年7月にオープンした新居浜市総合文化施設「あかがねミュージアム」の指定管理者にも取り組んでいる。

平成29年11月よりコミュニティFMラジオ「Hello! NEW 新居浜FM78.0」の運用を開始し、周波数78.0MHzで新居浜市の情報を発信している。

設立年月日	昭和63年3月17日
所在地	坂井町二丁目3番17号 ☎32-7777 (新居浜テレコムプラザ2階)
資本金	4億9,550万円

○ 新居浜テレコムプラザ

全国で5番目、四国で初めての民活法に基づく電気通信高度化基盤施設で、本市の情報化を推進するため、ニューメディアや情報通信システムに慣れ親しむためのデモンストレーションの「場」、情報関連の人材を育てていくための「場」、データベースを構築し、これを地域に根づかせていくための事業展開の「場」を提供するため、本市も出資した第三セクターの新居浜テレコムプラザ株式会社により建設された。

所在地	坂井町二丁目3番17号 ☎33-5200
資本金	2億7,000万円
敷地面積	4,266㎡
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造9階建
建物面積	4,244㎡
竣工	平成3年2月28日

10 地域開発

(1) 水資源開発の推進

地下水源の保全涵養及び地下水の適正かつ合理的な利用推進を図るとともに、将来の水需要の見通しの中、西条地区工業用水道の適正な活用を図る。

11 別子銅山文化遺産

300年の歴史を誇る「別子銅山」は、本市の「モノづくり」の歴史を語る上で全国的にも極めて貴重な「近代化遺産」を現在に残している。

市民が郷土・新居浜市に愛情と誇りが持てるまちづくりを推進することを目的として「新居浜市あかがね基金」を平成20年4月に設置し、遺産の保存活用に役立てている。平成21年8月に旧山根製錬所煙突ほか5つの物件が、平成23年1月には旧端出場水力発電所が国の登録有形文化財になっている。平成24年3月に策定した『別子銅山近代化産業遺産を活かしたまちづくり総合整備計画』を推進し、産業遺産の価値を高め、文化財化に取り組んでいる。平成25年3月には旧端出場水力発電所の調査報告書が完成し、その価値を明らかにした。

また、これまで情報発信事業として「あかがねエッセイ賞作品集」の出版、「あかがねフォトコンテスト」を実施したほか、「NHK大阪別子銅山展」や「別子銅山東京展(六本木)」を開催し、情報発信を行った。また、鷲尾勘解治氏の功績と自彊舎活動を顕彰するため、菊本町の自彊舎跡地を整備し記念碑を設置した。

平成27年度は、高校生を対象に別子銅山産業遺産の歴史等に関する学習により、郷土愛の醸成と次世代への継承を目的として別子銅山産業遺産創造塾を開催した。また、登録有形文化財旧端出場水力発電所について、

将来にわたり保存活用していくため、平成27年度、28年度の2か年継続事業で、保存活用計画の策定に取り組んだ。

平成28年度は、情報発信事業として別子銅山産業遺産創造塾の開催、山田社宅において企画展開催や各種研修等での活用促進を図り、また、別子銅山東京展講演録の発行等の各事業を実施した。さらに、別子銅山小説出版事業として、本市出身の井川香四郎氏の執筆により歴史小説「別子太平記」を出版し全国に向けて情報発信を行った。また、旧端出場水力発電所については、平成27年度から2か年かけて耐震診断等の現況調査を実施し、平成29年3月に「旧端出場水力発電所保存活用計画」を策定した。

平成29年度は、情報発信事業として別子銅山産業遺産創造塾や企画展「別子銅山の近代化を支えた索道展」の開催、市制施行80周年記念事業として、第2回あかがねフォトコンテストの実施、作品展示会を開催したほか、口屋あかがねの松クロン松の植樹を行い、歴史の継承と郷土愛の醸成を図った。また、運輸観光課との共催により東京都千代田区丸の内において「愛媛・新居浜 地方創生展」を開催し、全国に向けて情報発信を図った。旧端出場水力発電所については、保存活用計画にもとづく実施設計を行った。平成30年度から本体耐震補強工事に着手し、平成34年度以降に一般公開を予定している。また、山田社宅整備事業として地方創生推進交付金を活用し、寄贈予定物件について耐震工事等の整備を進めている。

12 予 算

(1) 各会計予算総括表

(単位：千円・%)

会 計	年度 区分	28		29		30	
		当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比
一 般 会 計		47,304,736	53.6	49,678,353	53.9	48,784,936	56.0
特 別 会 計	貯 木 場 事 業	1,250	0.0	—	—	—	—
	渡 海 船 事 業	210,003	0.2	195,769	0.2	189,965	0.2
	住宅新築資金等貸付事業	9,506	0.0	8,843	0.0	6,834	0.0
	平 尾 墓 園 事 業	26,698	0.0	30,373	0.0	27,457	0.0
	公 共 下 水 道 事 業	5,904,269	6.7	5,635,400	6.1	5,624,217	6.5
	国 民 健 康 保 険 事 業	15,439,375	17.5	15,789,926	17.1	12,920,884	14.8
	介 護 保 険 事 業	13,382,608	15.2	13,981,520	15.2	13,332,031	15.3
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業	1,680,888	1.9	1,653,474	1.8	1,676,884	1.9
	工 業 用 地 造 成 事 業	449,224	0.5	574,311	0.6	328,069	0.4
	小 計	37,103,821	42.0	37,869,616	41.0	34,106,341	39.1
企 業 会 計	水 道 事 業 会 計	3,342,221	3.8	4,103,351	4.5	3,852,167	4.4
	工 業 用 水 道 事 業 会 計	511,889	0.6	593,825	0.6	449,941	0.5
	小 計	3,854,110	4.4	4,697,176	5.1	4,302,108	4.9
合 計		88,262,667	100	92,245,145	100	87,193,385	100

(2) 平成30年度一般会計性質別予算

(歳入)				(歳出)				(単位：千円・%)															
性質		区分	当初予算額	構成比	性質		区分	当初予算額	構成比														
自主財源	市	税	18,971,920	38.9	人	件	費	8,470,240	17.4														
	分	担金及び負担金	455,677	0.9	物	件	費	6,965,034	14.3														
	使	用料及び手数料	868,255	1.8	維	持	補修費	359,426	0.7														
	財	産	収	111,596	0.2	扶	助	費	12,336,706	25.3													
	源	寄	附	405,970	0.8	補	助	費	2,980,857	6.1													
		繰	入	1,404,436	2.9	公	債	費	4,404,830	9.0													
		繰	越	1,100,000	2.3	出	資	金及び貸付金	1,017,200	2.1													
		諸	収	2,302,414	4.7	繰	出	金及び積立金	5,708,640	11.7													
	小	計	25,620,268	52.5	予	備	費	30,000	0.1														
依存財源	地	方	譲	与	税		338,000	0.7	小		計	42,272,933	86.7										
	利	子	割	交	付	金	28,000	0.1	投資的経費	補	助	事	業	費	1,532,724	3.1							
	配	当	割	交	付	金	50,000	0.1		単	独	事	業	費	4,949,279	10.1							
	株	式	等	譲	渡	所	得	割		交	付	金	60,000	0.1	災	害	復	旧	事	業	費	30,000	0.1
	地	方	消	費	税	交	付	金		2,100,000	4.3	小		計	6,512,003	13.3							
	ゴ	ル	フ	場	利	用	税	交	付	金	30,000	0.1											
	自	動	車	取	得	税	交	付	金	50,000	0.1												
	地	方	特	例	交	付	金	70,000	0.2														
	地	方	交	付	税		5,268,000	10.8															
	交	通	安	全	対	策	特	別	交	付	金	15,000	0.0										
	国	庫	支	出	金		6,752,444	13.8															
県	支	出	金		3,268,624	6.7																	
市	債		5,134,600	10.5																			
小	計		23,164,668	47.5																			
合	計		48,784,936	100																			

(3) 平成30年度一般会計財源内訳

(歳出)		(単位：千円・%)									
科目	財源	当初予算額	特 定 財 源			一般財源	一般財源 充 当 率				
			国県支出金	地 方 債	そ の 他						
議	会	費	374,897	—	—	—	374,897	100.0			
総	務	費	4,598,076	321,604	77,900	255,227	3,943,345	85.8			
民	生	費	19,977,735	9,002,635	—	1,104,378	9,870,722	49.4			
衛	生	費	5,169,338	39,195	16,000	282,343	4,831,800	83.5			
労	働	費	349,525	3,738	—	305,000	40,787	11.7			
農	林	水	産	業	費	674,876	113,385	51,300	14,590	495,601	73.4
商	工	費	1,507,909	44,671	43,700	756,078	663,460	44.0			
土	木	費	3,140,962	407,721	754,900	293,812	1,684,529	53.6			
消	防	費	4,624,148	137	2,214,200	561,525	1,848,286	40.0			
教	育	費	3,900,595	87,982	86,600	306,235	3,419,778	87.6			
災	害	復	旧	費	30,000	—	—	30,000	100.0		
公	債	費	4,406,875	—	—	156,280	4,250,595	96.5			
予	備	費	30,000	—	—	—	30,000	100.0			
計		48,784,936	10,021,068	3,244,600	4,035,468	31,483,800	64.5				

(2) 一般会計決算の推移 (款別)

ア 歳入

(単位：千円・%)

款	年度 区分	27		28		29	
		決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
市	税	19,264,958	38.9	18,628,883	38.6	19,170,546	37.6
地	方						
	譲与税	343,984	0.7	346,214	0.7	329,897	0.6
	利子割交付金	43,954	0.1	27,663	0.1	38,990	0.1
	配当割交付金	87,885	0.2	54,537	0.1	76,430	0.1
	株式等譲渡所得割交付金	88,475	0.2	35,922	0.1	84,095	0.2
	地方消費税交付金	2,296,865	4.6	2,066,221	4.3	2,146,549	4.2
	ゴルフ場利用税交付金	40,148	0.1	32,037	0.1	29,304	0.1
	自動車取得税交付金	42,018	0.1	51,841	0.1	66,652	0.1
	地方特例交付金	70,323	0.2	71,165	0.1	76,211	0.1
	地方交付税	6,122,714	12.4	5,524,699	11.4	5,610,627	11.0
	交通安全対策特別交付金	18,858	0.0	16,505	0.0	14,729	0.0
	分担金及び負担金	508,606	1.0	437,497	0.9	444,122	0.9
	使用料及び手数料	924,728	1.9	863,888	1.8	880,983	1.7
	国庫支出金	6,901,788	13.9	7,585,547	15.7	7,826,661	15.4
	県支出金	2,936,166	5.9	3,158,281	6.5	3,225,230	6.3
	財産収入	64,648	0.1	58,470	0.1	63,220	0.1
	寄附金	45,163	0.1	323,979	0.7	576,966	1.1
	繰入金	1,573,809	3.2	1,811,131	3.7	1,504,311	3.0
	繰越金	1,643,718	3.3	1,437,866	3.0	1,507,858	3.0
	諸収入	1,492,453	3.0	1,684,175	3.5	1,806,775	3.6
	市債	4,998,275	10.1	4,083,641	8.5	5,483,349	10.8
	合計	49,509,536	100	48,300,162	100	50,963,505	100

イ 歳出

(単位：千円・%)

款	年度 区分	27		28		29	
		決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
議	会						
	費	396,192	0.8	363,081	0.8	365,820	0.7
総	務						
	費	6,700,619	13.9	4,459,054	9.5	5,349,297	10.8
民	生						
	費	17,680,034	36.8	18,975,579	40.5	19,950,522	40.2
衛	生						
	費	5,266,208	11.0	5,660,462	12.1	6,609,129	13.3
労	働						
	費	367,565	0.8	365,253	0.8	369,186	0.7
農	林						
	水産業費	559,001	1.2	580,806	1.2	596,724	1.2
商	工						
	費	2,663,241	5.5	1,381,087	2.9	1,845,753	3.7
土	木						
	費	3,180,541	6.6	3,350,107	7.2	3,556,638	7.2
消	防						
	費	1,730,431	3.6	1,902,607	4.1	1,988,567	4.0
教	育						
	費	4,018,860	8.4	4,957,095	10.6	4,584,175	9.2
災	害						
	復旧費	244,613	0.5	86,770	0.2	32,165	0.1
公	債						
	費	5,264,294	10.9	4,710,372	10.1	4,420,411	8.9
諸	支						
	出金	71	0.0	31	0.0	-	-
	合計	48,071,670	100	46,792,304	100	49,668,387	100

(3) 一般会計歳出決算性質別の推移

性質別	年度 区分	27			28			29		
		決算額	構成比	市民1人 当たり	決算額	構成比	市民1人 当たり	決算額	構成比	市民1人 当たり
		千円	%	円	千円	%	円	千円	%	円
1. 人件費		7,697,809	16.0	63,114	7,830,494	16.7	64,602	7,940,639	16.0	65,979
2. 物件費		6,670,095	13.9	54,687	6,515,321	13.8	53,751	6,723,932	13.5	55,870
3. 補助費等		3,467,941	7.2	28,434	3,792,367	8.2	31,288	4,117,031	8.3	34,208
4. 維持補修費		345,681	0.7	2,834	337,807	0.7	2,787	328,609	0.7	2,730
5. 扶助費		10,283,778	21.4	84,317	11,049,843	23.6	91,162	11,613,431	23.4	96,496
6. 建設事業費		7,101,215	14.8	58,224	6,180,732	13.2	50,992	6,813,633	13.7	56,615
(1) 普通建設 事業費		6,856,602	14.3	56,218	6,093,962	13.0	50,276	6,781,469	13.7	56,348
ア 補助		2,060,833	4.3	16,897	3,557,738	7.6	29,352	4,152,766	8.4	34,506
イ 単独		4,795,769	10.0	39,321	2,536,224	5.4	20,924	2,628,703	5.3	21,842
(2) 災害復旧 事業費		244,613	0.5	2,006	86,770	0.2	716	32,164	0.0	267
7. 出資金貸付金		698,734	1.5	5,729	802,027	1.7	6,617	1,479,000	3.0	12,289
8. 積立金		1,129,730	2.3	9,263	396,827	0.9	3,274	750,208	1.5	6,234
9. 繰出金		5,413,735	11.3	44,387	5,177,804	11.1	42,717	5,483,479	11.0	45,562
10. 公債費		5,262,952	10.9	43,151	4,709,082	10.1	38,850	4,418,425	8.9	36,713
歳出合計		48,071,670	100	394,140	46,792,304	100	386,040	49,668,387	100	412,696

(4) 特別会計決算の推移

(単位：千円)

事業別	年度 区分	27		28		29	
		歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出
貯木場事業		77,545	792	96,588	96,588	—	—
渡海船事業		182,798	182,798	200,832	200,832	192,313	192,313
住宅新築資金等貸付事業		43,027	5,743	45,430	5,909	49,569	5,958
平尾墓園事業		29,769	29,769	19,458	19,458	24,113	24,113
公共下水道事業		5,782,023	5,744,824	5,648,721	5,593,655	5,806,029	5,757,201
国民健康保険事業		15,523,621	15,523,621	15,127,576	15,127,576	14,454,023	14,454,023
介護保険事業		13,054,972	12,857,564	13,136,864	12,617,435	13,463,424	13,218,171
後期高齢者医療保険事業		1,626,779	1,549,027	1,677,029	1,591,637	1,723,680	1,640,391
工業用地造成事業		366,300	870,039	1,234,755	1,164,272	481,032	564,768
計		36,686,834	36,764,177	37,187,253	36,417,362	36,194,183	35,856,938

(5) 水道事業・工業用水道事業決算の推移

ア 水道事業

(単位：千円)

年度	区分	収益的収入	収益的支出	純利益	資本的収入	資本的支出
25		1,720,623	1,541,585	179,038	375,481	2,104,257
26		4,287,123	1,656,659	266,120	650,776	1,783,531
27		1,843,138	1,494,801	348,337	394,019	1,340,719
28		1,826,874	1,572,128	254,746	701,917	1,353,249
29		1,816,526	1,577,915	238,611	1,280,766	1,686,147

注：収益的収支は消費税等抜金額、資本的収支は消費税等を含む金額

イ 工業用水道事業

(単位：千円)

年度	区分	収益的収入	収益的支出	純利益	資本的収入	資本的支出
25		227,811	174,390	53,421	0	105,777
26		237,018	209,931	19,229	91,640	96,839
27		254,851	158,682	96,169	50,000	100,881
28		240,928	161,620	79,308	100,000	255,319
29		243,652	176,299	67,353	14,200	55,726

注：収益的収支は消費税等抜金額、資本的収支は消費税等を含む金額

(6) 市債現在高の推移

(単位：千円)

区 分	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度増減見込み		平成30年度末 見 込 額
			平成30年度中 起 債 見 込 額	平成30年度中 元金償還見込額	
一 般 会 計					
総 務	3,520,808	3,450,951	114,900	177,639	3,388,212
民 生	910,391	1,589,068	70,400	80,292	1,579,176
衛 生	1,882,027	2,610,122	123,200	135,779	2,597,543
農 水	336,976	321,980	58,500	44,234	336,246
商 工	1,445,251	1,416,853	43,700	136,050	1,319,303
土 木	10,384,315	9,254,155	755,900	1,359,837	8,649,318
公 営 住 宅	940,111	1,345,027	321,400	67,433	1,602,694
消 防	1,344,694	1,671,186	2,576,000	54,432	4,192,754
教 育	4,034,486	4,181,772	86,600	315,577	3,958,895
災 害 復 旧	351,563	350,373	4,900	38,901	311,472
減 税 補 て ん 債	654,307	521,245	—	134,449	386,796
臨 時 税 収 補 て ん 債	57,390	0	—	—	—
臨 時 財 政 対 策 債	21,685,293	22,354,029	1,890,000	1,403,410	22,840,619
減 収 補 て ん 債	803,000	737,000	—	66,000	671,000
計	48,350,612	49,803,761	6,045,500	4,014,033	51,834,028
特 別 会 計					
渡 海 船 事 業	14,123	2,260	—	550	1,710
住 宅 新 築 資 金 等 貸 付 事 業	6,250	2,763	—	2,652	111
平 尾 墓 園 事 業	74,310	65,570	—	8,740	56,830
公 共 下 水 道 事 業	35,531,016	35,043,531	2,235,400	2,331,876	34,947,055
工 業 用 地 造 成 事 業	516,400	421,475	—	294,150	127,325
計	36,142,099	35,535,599	2,235,400	2,637,968	35,133,031

(単位：千円)

区 分	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度増減見込み		平成30年度末 見 込 額
			平成30年度中 起 債 見 込 額	平成30年度中 元金償還見込額	
企 業 会 計					
水 道 事 業	5,155,753	5,903,758	800,000	358,114	6,345,644
工 業 用 水 道 事 業	220,000	220,000	100,000	0	320,000
計	5,375,753	6,123,758	900,000	358,114	6,665,644

(7) 普通会計決算(財政指標)の推移

(単位：千円)

区分	年度	25	26	27	28	29
歳入総額	㉠	46,984,666	50,280,660	49,354,073	48,273,504	51,023,984
歳出総額	㉡	45,393,925	48,613,531	47,878,297	46,725,499	49,684,628
歳入歳出差引額	(㉠ - ㉡) ㉢	1,590,741	1,667,129	1,475,776	1,548,005	1,339,356
翌年度へ繰越すべき財源	㉣	697,041	1,101,165	377,695	398,016	286,133
実質収支	(㉢ - ㉣) ㉤	893,700	565,964	1,098,081	1,149,989	1,053,223
単年度収支	㉥	△ 296,106	△ 327,736	532,117	51,908	△ 96,766
積立金	㉦	772,669	906,000	560,043	320,000	293,526
繰上償還金	㉧	-	-	-	-	-
積立金取り崩し額	㉨	27,832	1,580,000	440,000	1,200,000	130,000
実質単年度収支	(㉥ + ㉦ + ㉧ - ㉨)	448,731	△ 1,001,736	652,160	△ 828,092	66,760
基準財政需要額	注：1	19,662,800	20,074,960	20,561,861	20,672,125	20,266,073
基準財政収入額	注：2	14,746,934	14,967,035	15,369,807	16,118,890	15,471,604
標準財政規模	注：3	27,426,143	27,213,960	27,240,703	27,174,623	26,729,948
財政力指数	単年度	0.750	0.746	0.747	0.780	0.763
	三年平均	0.746	0.747	0.748	0.758	0.763
実質収支比率	(%) 注：5	3.3	2.1	4.0	4.2	3.9
実質公債費比率	(%) 注：6	6.5	6.5	6.0	4.9	3.3
積立金現在高		12,928,379	12,090,094	11,649,590	10,330,313	10,364,271
地方債現在高		47,776,886	47,910,037	48,032,397	47,802,976	49,282,811
債務負担行為額		5,376,682	4,924,646	5,569,168	4,391,272	4,225,682
経常一般財源比率	(%) 注：7	91.5	92.8	97.4	92.0	96.5
経常収支比率	(%) 注：8	(88.6) 80.1	(91.1) 83.2	(84.8) 78.4	(88.5) 83.1	(86.1) 80.1

注：1 基準財政需要額

普通交付税の算定に用いるもので、地方公共団体が標準的な水準で行政を行うために必要な経費のうち、一般財源で賄うべき額を合理的に算定した額をいう。

この性格及び算定上の基本的なものは、特定財源を充当される部分を除いて一般財源をもって賄われる額であること。客観的な「あるべき財政需要額」を算定するものであること。義務的性格や普遍性の高い経費を算定の対象とし、地域的特殊性、独自性の強い経費は必ずしも算入されるわけではないこと等である。

注：2 基準財政収入額

普通交付税の算定に用いるもので、地方公共団体の財政力を合理的に測定するため、標準的な状態において見込まれる市税、利子割交付金、特別とん譲与税譲与金等の一般財源収入を、一定の方法で算定した額である。

この性格及び算定上の基本的なものは、収入実績ではなく、客観的な「あるべき一般財源収入額」を算定するものであり、その算定にあたっては、徴収努力の大小が地方交付税に影響を与えることのないように、なるべく客観的、間接的な資料を用いることとされている。

注：3 標準財政規模

地方公共団体の一般財源の標準規模を示すもので、次の計算方式によって算定されたもの。

$$\begin{aligned} \text{標準財政規模} &= (\text{基準財政収入額} - \text{市民税所得割における税源移譲相当額の25\%} - \text{地方譲与税} - \text{交通安全対策特別交付金}) \times \frac{100}{75} + \\ & (\text{地方譲与税} + \text{交通安全対策特別交付金} + \text{普通交付税} + \text{臨時財政対策債発行可能額}) \end{aligned}$$

注：4 財政力指数

基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3か年の平均値であり、地方公共団体の財政力を示す。

財政力指数は、必要とする一般財源に対して、制度上現実に収入されうる税収入等がどれだけあるかということを示す指標であり、この指標が高いほど財政力が強いといえる。

この指数が「1」を超えると普通交付税の不交付団体となり、「1」以下でも「1」に近いほど留保財源が多く、それだけ財源に余裕があるといえる。

$$\text{財政力指数} = \text{基準財政収入額} \div \text{基準財政需要額}$$

注：5 実質収支比率

実質収支額の標準財政規模に対する割合をいい、実質収支額が黒字の場合の比率は正数で、赤字の場合は負数であらわされる。おおむね標準財政規模の3%から5%程度が望ましいとされている。

$$\text{実質収支比率} = \text{実質収支} \div \text{標準財政規模} \times 100 (\%)$$

$$\text{実質収支} = \text{形式収支} - \text{翌年度へ繰り越すべき財源}$$

$$\text{形式収支} = \text{歳入決算額} - \text{歳出決算額}$$

注：6 実質公債費比率

公債費比率と同様、公債費による財政負担の度合いを示す指標の一つで、この数値が一定基準以上になると起債の発行が制限されることとなる。

$$\text{実績公債費比率} = \frac{A - B}{C - B} \times 100$$

A：元利償還金・準元利償還金

B：算入公債費の額

C：標準財政規模

注：7 経常一般財源比率

標準財政規模に対する経常一般財源(毎年度連続して経常的に収入される財源のうち、その用途が特定されず、自由に使用しうる収入)の割合であり、市の収入の安定性と財政上の自立性がどの程度確保されているかを判断することができる。

$$\text{経常一般財源比率} = \text{経常一般財源} \div \text{標準財政規模} \times 100 (\%)$$

注：8 経常収支比率

容易に縮減することの困難な経常経費(人件費、扶助費、公債費等)に経常的一般財源がどの程度充当されているかをみることにより財政構造の弾力性を判断するための指標であり、80%を超えると、弾力性を失いつつあると考えられる。

$$\begin{aligned} \text{経常収支比率} &= \text{経常経費充当の一般財源} \div \\ & (\text{経常一般財源総額} + \text{減税補てん債} \\ & + \text{臨時財政対策債}) \times 100 (\%) \end{aligned}$$

なお、表内()は、平成12年度までは、経常一般財源等に減税補てん債を加えたもので、平成13年度以降は経常一般財源から減税補てん債及び臨時財政対策債を、平成20年度以降は経常一般財源から減収補てん債特例分及び臨時財政対策債を除いたものである。